

## 学生の学修環境改善への貢献を目指して ～日本国際教育支援協会の役割～

長谷川 正明

(財団法人日本国際教育支援協会理事長)



はじめに

新年あけましておめでとうございます。はやいもので二一世紀に入って六年目を迎えました。私は、法人格を継承しつつも新たに再編された「財団法人日本国際教育支援協会」の二代目の理事長に昨年八月に就任いたしました。どうぞよろしくお願いします。

私はちょうど三〇年間文部省などで行政官として勤務した後、国立国会図書館文教調査室専門調査員、日本体育大学学長の職を経験しました。いわゆる「留学生受け入れ一〇万人計画」策定の時期に留学生政策に関わったこともあり、特に四年間の学長をつとめた経験から、留学生を含む学生を取り巻く修学のための環境整備の重要性は身にしみ

て感じたところです。平成一六年四月、特殊法人等改革の一環として関係組織が再編されました。それぞれが長い歴史を持ち、政府の学生支援、留学生施策の実施機能を担ってきた特殊法人「日本育英会」、いずれも財団法人の「国際学友会」、「関西国際学友会」、「内外学生センター」、「日本国際教育協会」が、独立行政法人「日本学生支援機構」と私どもの財団法人「日本国際教育支援協会」の二つの組織に整理統合されたのです。

端的に申し上げます、これまで文部科学省が直接実施してきた事業と上記の五団体が国の施策の実施部隊として行ってきた仕事の中核を独立行政法人日本学生支援機構が担い、大事な事業ではあるが国からの規制・枠組みからは一線を画した身軽な立場で実施することが適当であると判断されたものを実施する機関として再スタートしたのが「日本国際教育支援協会」(以下、「本協会」と記述します。)であると言っています。私どもの協会はその名称からもうかがえるように「日本国際教育協会」が衣替える形で発足しましたが業務内容は大きく異なっています。学生の修学・生活支援に多様な場で関わっておられる本誌の読者の皆さんに、本協会がどのような仕事をしている機会を知っていただくことがまず大事です。

このたび新春随想として執筆依頼をいただきましたので本協会の役割と主な業務を全体としてご理解いただくよい機会と考え、以下担当職員の助けを借りて主要業務について説明することにいたします。

### 一、留学生のための支援事業

#### (一) 留学生宿舎の管理等

留学生にとって日本に来て最初の難題は宿舎探しです。宿舎の決まっている国費留学生は別として、私費留学生にとっては保証人の確保から始めなければならぬ宿舎探しは、留学生生活を大きく左右する問題であり、心置きなく勉学に励めるような住環境の整備は最重要課題です。本協会は、日本学生支援機構、札幌市及び東京工業大学からの委託を受け、全国一七か所(札幌・仙台二か所・金沢・東京五か所・京都・大阪三か所・神戸・広島・福岡・大分)の国際交流会館等の管理運営を行っています。国際交流会館は、多くの国・地域からの留学生が日本で生活する拠点で

あると共に、日本人学生や地域の人々との交流を通じ、真の日本を知る国際交流の拠点でもある施設としての役割が重要です。そのような認識に立って私どもは受託事業としての会館運営に取り組んでいます。また、留学生が民間宿舍に入居しようとする際に、家主の不安を和らげると共に保証人となる人の精神的、経済的負担を軽減することにより、保証人を探しやすくし、円滑な宿舍探しに資するための制度として、平成一一年三月に創設された「留学生住宅総合補償」事業を本協会が引き継いでいます。

## (二) 奨学金給付事業等

高い生活費など必ずしも恵まれた環境にあるとは言えない日本で学ぶ私費留学生にとっては、奨学金による支援が大きなよりどころとなるものであり、その充実が求められています。本協会では、民間から拠出された基金により全国の留学生が応募できる一般奨学金に加え、冠奨学金の給付事業を推進しています。これは、留学生支援を目的として現在一八の企業等からご寄付をいただき運営するもので、奨学金の名称にそれぞれ企業名等を冠することにより、顔の見える奨学金として支援者を社会的に明らかにすると共に、どの分野の留学生を支援するかなど寄付者の要望が生かせる奨学金です。また、日本での就職を希望する留学生には冠奨学金を通じて培われた寄付者企業等との絆が大きな役割を果たすことも期待できることであり、「大学と留学生と企業」をより有機的に結ぶものとしてその充実に努めています。

さらに、一般奨学金についても目的を明確にした奨学金への改革を進めており、まず来年度は後述する日本語能力試験一級成績優秀者の中から進学にあたって、日本語・日本文学・日本文化等を専攻する学部生・院生を対象とする奨学金を支給するスキームの実施を決定しました。これからも魅力ある奨学金の開発を推し進め、前述した冠奨学金共々民間の企業、個人の善意を効率的に生かせる奨学金事業の推進に努力してまいります。

このほか本協会では、長野県軽井沢に夏季（七月一日～九月末日）に使用できるセミナーハウスを設置・運営しています。規模は大きくありませんが（五～一〇人位）留学生のセミナーや交流の場として活用していただきたいと思います。

## 二、外国人の日本語能力向上のための事業

本協会では「独立行政法人国際交流基金」等関係機関と連携しながら外国人の日本語能力向上のための事業として二つの試験を行っています。一つは外国人の日本語能力を測る試験である「日本語能力試験」、もう一つは日本語を教える能力を測る試験である「日本語教育能力検定試験」です。

### (一) 日本語能力試験

日本語を母語としない人を対象として、日本語能力を難易度により四段階に分けて測定し、認定することを目的として毎年一二月に行っています。国際交流基金との共催により実施しており、国外は同基金、国内は本協会が担当しています。すでに二二回を重ね、その淵源は昭和三七年に開始された私費留学生統一試験に遡ります。昭和五〇年代に入って国内の日本語学習者は留学生にとどまらず就業者や家事従事者にも増大したため、留学生だけを対象とした私費留学生統一試験から日本語部分を分離独立させ、対象を広く日本語学習者に拡大させるものとして文部省及び外務省の負託により昭和五九年にこの試験が誕生しました。そのため日本語を母語としない人の日本語能力測定という面と、留学生の大学入学レベルの日本語能力測定の面とを併せ持つ試験となったのです。

その後、平成一四年度から対象を留学生に絞った日本留学試験が当時の（財）日本国際教育協会によって開始されることになり、日本語能力試験は、名実ともに広く日本語学習者の能力を測る試験となりました。平成一七年度の応募者は、国内約七万人、国外約三〇万人に達しており、世界の言語試験の中でも有数のものに成長しています。更にこの試験は医師国家試験をはじめとする約二〇の国家試験の受験資格認定、就学生等の入国・在留審査に利用され社会的にも重要な試験として評価されているところです。

(二) 日本語教育能力検定試験

日本語教員となるために学習している人、既に教員として日本語教育に携わっている人等を対象として、その知識及び能力が日本語教育の専門家として必要とされる基礎的水準に達しているかどうかを検定することを目的として毎年一〇月に行っています。昭和五八年度にいわゆる留学生受入れ一〇万人計画が発表され、日本語教員の数も国内外とも増加させる必要が明らかとなり、その資質・能力の向上に資するため文部省の負託により昭和六二年度からこの試験が開始されました。これまでに一八回の実施を重ねており、認定者の累計は約二万人、平成一七年度の応募者は約七〇〇人となっています。この試験は、財団法人日本語教育振興協会が認定する日本語教育機関の教員資格の一つと位置づけられ、日本語教育界で重要な位置を占めるものとなっています。

三、教育研究活動中に発生した事故に関する補償事業

「学生教育研究災害傷害保険」は、学生の教育研究中の災害事故が年々増加する中で、大学や関係機関・団体からの強い要請を受けて、文部省が「学生の教育研究災害補償制度に関する調査研究会」のリコメンデーションをもとに、昭和五十一年に当時の学徒援護会（その後（財）内外学生センター）の事業として創設した制度です。

この傷害保険は、学生が教育研究活動中に被った災害に対して必要な給付を行い、大学の教育研究活動の充実に資すること、また、互助共済制度である学校災害共済給付制度をモデルに低廉な保険料で充実した補償を行うことを目的としています。そのため、健全な制度運営には、全学生が加入することが望ましいと言えます。私立大学はもちろん、最近では、法人化した国公立大学も含めて、学生へのサービスを充実させるための種々の改革が行われており、本制度への「全員加入」を検討する大学が増えているのはありがたいことです。

創設以来、制度の充実のための改善が図られており、平成八年度には、通学中の事故を担保する「通学中等傷害危険担保特約」が新設されました。また、平成一〇年度には、傷害保険とは別に、法律上の賠償事故を補償する「インターンシップ・介護体験活動・ボランティア活動賠償責任保険」が新設されるなど補償範囲が拡大され、現在の「学

研究付帯賠償責任保険」に発展してきました。

賠償責任保険は、傷害保険とは異なり、学生が補償対象活動中に生じた他人に対する法律上の賠償責任に対応するものです。近年、インターンシップ等の実施により、学生が賠償責任を負わなければならない場が増えていきます。賠償事故に伴う学生の経済的、精神的負担を軽減し、安心して勉学に励むことができるよう、多くの学生がこの保険に加入することが望まれます（表1）。

今後、本協会としては、現状に甘んずることなく、大学や学生の新たなニーズに合った保険制度の確立を図り、学生生活を広く補償できるよう制度の充実、発展を図っていきたいと考えています。

四、学資貸与に係る機関保証事業

(一) 機関保証制度とはどのようなものか

日本学生支援機構の行う奨学金貸与事業の保証制度として平成一六年度に「機関保証制度」が導入されたことに伴い、本協会がその保証機関としての業務を開始しました。

機構が採用した保証制度は、学生が奨学金（第二種奨学金（海外）は除く）の貸与を受けるに当たり、連帯保証人や保証人による人的保証か、あるいは一定の保証料を保証機関としての本協会に支払うことにより、協会の保証を受けることができる機関保証のどちらかを奨学生本人が選択する制度です。

この制度は、機構の奨学生の利便性を図り、一八歳以上自立型社会の確立に資することを目的とするものとされています。すなわち、保証料を支払うことで、本協会の保証を受けて奨学金の貸与を受けることが可能となり、意欲と能力のある学生が、経済的に自立し、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるわけです。万一、奨学金返還者からの返還が滞り、当面機構による回収が困難と認められる場合、本協会が機構の請求により返還者に

表1 平成16年度加入状況  
(通信教育課程を除く)

	全学生数	加入学生数	加入率
国立	627,364人	451,853人	72.0%
公立	139,374人	114,761人	82.3%
私立	2,276,311人	2,027,667人	89.1%
計	3,043,049人	2,594,281人	85.3%

※全学生数は平成16年5月の学校基本調査による。

代わって返済（代位弁済）します。その後、本協会は返還者に対し代位弁済額の支払い請求をすることになります。

この制度のポイントは、次のようなものです（図）。

- ①保証対象者は機構の奨学生で、機関保証を選択した者とする。また、保証に際し審査は行わないこととする。
- ②保証の範囲は、元金、利息及び延滞金とし、貸与及び返還期間中を通して保証する。
- ③保証料の徴収方法は、原則として、月々貸与する奨学金から差し引くことによる。
- ④保証料の基準率は、奨学金制度の趣旨にかんがみ、他の公的教育ローンと比べて低廉な率の〇・六九三%を基準とする。
- ⑤機構への返還が一括返還等により早期に完了した場合や、大学院の特に優れた業績による返還免除制度のように返還が免除された場合には保証料を返戻することがある。
- ⑥代位弁済後の協会への返済にも機構と同じように死亡・心身障害免除制度や返済猶予制度を導入する。

### （二）制度の現状

制度創設から既に二年を経過しようとしています。機関保証加入者数は順調に推移しています。平成一六年度機

関保証加入者は二万八二八二人、加入率九・〇七%でした。一七年度の新規加入者は約五万六〇〇〇人、加入率約一七%（一七年一月現在）となっています。また、一八年度の予約採用候補者（第一種奨学金）の加入希望者は約三〇%に及び、機関保証制度は機構の奨学金に不可欠の制度として着実に定着しつつあるように思われます（表2）。

### （三）制度の健全な運営のために

この制度は、債務の保証という金融的要素と同時に保証の対象が奨学金という教育的な要素から、業務内容に厳しい制限を課されたものです。機関保証業務の実施に当たっては、機構に対する奨学金の返還が円滑に進み、代位弁済が抑制されることが必要です。そのためには、機構による回収業務の一層の充実と、学生のモラルハザード、即ち機関保証に加入したから返還しなくても構わないといった意識が生じることのないような、教育的な指導がとくに重要となると考えています。奨学金業務に携わる皆さんにこの機関保証制度に対するご理解とご支援をお願いします。

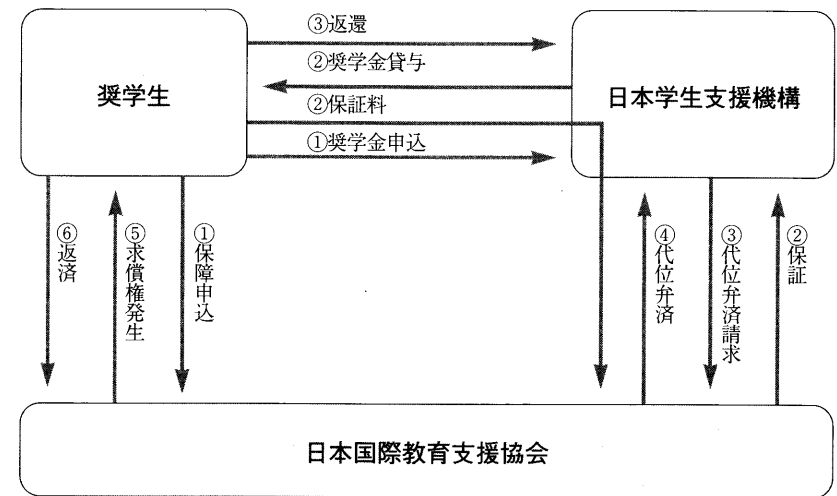
表2 機関保証加入状況

(単位：人)

学種別	平成16年度			平成17年度（11月末日現在）		
	採用者	加入者	加入比率	採用者	加入者	加入比率
高等専門学校	1,811	145	8.01%	1,577	383	24.29%
大学	216,490	19,235	8.88%	228,437	39,392	17.24%
大学院	39,418	3,029	7.68%	40,075	4,894	12.21%
専修学校	52,658	5,520	10.48%	55,666	11,411	20.50%
海外	253	253	100.00%	221	221	100.00%
合計	310,630	28,182	9.07%	325,976	56,301	17.27%

※集計数には採用取消者を除き、途中加入者を含む。

図 機関保証の仕組み図



※④以降は、延滞が発生した場合のしくみである。